

役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程

役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程 案

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 あいち の顧問、理事、監事及び評議員の報酬及び諸手当の支給並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事及び評議員の報酬)

第2条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。

- 2 常勤役員で理事長については報酬及び退職手当を支給する。
- 3 非常勤役員（評議員、理事、監事）は業務に応じた報酬を支給する事とし賞与、退職手当は支給しない。但し、費用弁償や交通費等は別途支払う事ができる。
- 4 理事長に対する退職手当は、理事長として円満に任期を満了、また辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬・手当の算定方法)

第3条 理事長等常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、役員報酬規程 別表第1に定める額
- (2) 賞与については、法人の業績に応じて、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、役員報酬規程 別表第3に定める額

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、役員報酬規程別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員（評議員、理事、監事）が職務のため出張したときは社会福祉法人 あいち旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(支給方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする

- (1) 報酬の支払いは、社会福祉法人あいち 職員給与規程に準ずる。
- (2) 賞与については、法人の業績に応じて、職員給与規程に準ずる。

2 非常勤役員（評議員、理事、監事）などに対する報酬等は、当該会議に出席した都

度支給する。

- 3 報酬等は法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときに、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成15年11月15日より施行する。
この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成31年 4月 1日より施行する

別表第1（理事長等役員の報酬）

| | |
|------|------------------|
| 理事長 | 月額 1,200,000 円以内 |
| 常勤理事 | 月額 20,000 円 |

※法人の職務のため、出張等した場合、別途費用弁済及び交通費を法人の規程に基づき支払う

別表第2（理事長の賞与）

| | |
|------|-----------------|
| 決算賞与 | 報酬月額 × 3.6 カ月以内 |
|------|-----------------|

別表第3（理事長の退職金算定方法）

| | |
|-----|------------------|
| 退職金 | 報酬月額 × 在任年数 × 係数 |
|-----|------------------|

※係数は5.0以内とする

別表第4（非常勤役員等への報酬）

| | | |
|-----|----------------|-------------|
| 理 事 | 理事会等への出席 | 日額 20,000 円 |
| 監 事 | 監事監査及び理事会等への出席 | 日額 10,000 円 |
| 評議員 | 評議員会等への出席 | 日額 10,000 円 |

※法人の職務のため、出張等した場合、別途費用弁済及び交通費を法人の規程に基づき支払う